

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 特定施設の設置許可申請
 - 特定施設の構造等変更許可申請
 - 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新
 - 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 【公告】
- 公共測量の実施
 - 公共測量の終了
 - ”
 - ”
 - 道路の位置の指定
 - 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 【内水面漁場管理委員会】
- 第二百四十六回岡山県内水面漁場管理委員会の開催

環境管理課

”

健康推進課

指導監査室

監理課

”

”

”

建築指導課

”

内水面漁場管理委員会

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百五十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 株式会社グリーンポーター

住所 岡山県苫田郡鏡野町下原1647番地の1

氏名 代表取締役社長 葛野 一彦

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 株式会社グリーンポーター 押刈工場

所在地 岡山県津山市押刈字大土原22番地

令和5年11月14日 岡山県公報 第12549号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設	
種	類	18-2 イ 冷凍調理食品製造業の 用に供する原料処理施 設(6)	
能	力	200kg/台	
工事着手予定年月日		許可後直ちに	
工事完成予定年月日		許可後直ちに	
使用開始予定年月日		令和5年12月25日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		8時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	1	1
	p H	4~8.6	
	B O D (mg/L)	300	600
	C O D (mg/L)	100	200
	S S (mg/L)	150	300
	油 分 (mg/L)	10	30
	T-N (mg/L)	5	10
	T-P (mg/L)	2	5
	大腸菌群数 (個/cm ³)	<3000	<3000

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和5年11月14日から同年12月5日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部長官環境管理課及び津山市役所

◎岡山県告示第五百五十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。
なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和五年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名称 片山工業株式会社

住所 岡山県井原市西江原町1005-1

氏名 代表取締役 片山 昌之

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 片山工業株式会社

所在地 岡山県井原市西江原町1005-1

令和5年11月14日 岡山県公報 第12549号

(3) 特定施設に関する事項

区 分	変 更 前		変 更 後		
種 類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設(HS-1)		同左		
能 力	30,000m ³ /月		同左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	—		許可後直ちに		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	—		許可後直ちに		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	—		許可後直ちに		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続8時間		同左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	39	49	同左	
	p H	4～5	4～5		
	B O D (mg/L)	25	30		
	C O D (mg/L)	50	60		
	S S (mg/L)	120	150		
	油 分 (mg/L)	30	40		
	T-N (mg/L)	40	60		
	T-P (mg/L)	10	15		
	亜鉛 (mg/L)	10	15		
	鉄 (mg/L)	5	15		
	ニッケル (mg/L)	3	4		
	クロム (mg/L)	2	3		
	ふっ素 (mg/L)				
	ほう素 (mg/L)			10	10
マンガン (mg/L)			11	11	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)			100	100	

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

令和5年11月14日 岡山県公報 第12549号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	排水処理場				同左				
種 類 及 び 型 式	凝集沈殿処理設備				同左				
構 造	鉄筋コンクリート製				同左				
主 要 寸 法	φ3,000mm×H2,000mm				同左				
能 力	49m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	凝集沈殿処理				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続8時間				同左				
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	39	49	39	49	同左			
	p H	4.0~5.0	4.0~5.0	6.5~8.5	6.5~8.5				
	BOD (mg/L)	25	30	10	15				
	COD (mg/L)	50	60	10	15				
	S S (mg/L)	120	150	5	10				
	油 分 (mg/L)	30	40	1	3				
	T-N (mg/L)	40	60	30	45				
	T-P (mg/L)	10	15	3	6				
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000	3,000	3,000	3,000				
	亜 鉛 (mg/L)	10	15	≦1	≦1				
鉄 (mg/L)	5	15	≦1	≦1					

令和5年11月14日 岡山県公報 第12549号

区 分		変 更 前				変 更 後			
工場又は事業場における施設番号		排水処理場				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	ニッケル (mg/L)	3	4	≦1	≦1	同左			
	クロム (mg/L)	2	3	≦0.1	≦0.1				
	ふっ素 (mg/L)					12	12	8	8
	ほう素 (mg/L)					10	10	10	10
	マンガン (mg/L)					11	11	10	10
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)					100	100	100	100

令和5年11月14日 岡山県公報 第12549号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	排水口No. 2			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	39	49	同左	
p H	6.5~8.5			
BOD (mg/L)	10	15		
COD (mg/L)	10	15		
SS (mg/L)	5	10		
油分 (mg/L)	1	3		
T-N (mg/L)	30	45		
T-P (mg/L)	3	6		
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000	3,000		
亜鉛 (mg/L)	≦1	≦1		
鉄 (mg/L)	≦1	≦1		
ニッケル (mg/L)	≦1	≦1		
クロム (mg/L)	≦0.1	≦0.1		
ふっ素 (mg/L)			8	8
ほう素 (mg/L)			10	20
マンガン (mg/L)			10	10
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)			100	100

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和5年11月14日から同年12月5日まで
- (2) 場所 岡山県環境文化部環境管理課及び井原市役所

◎岡山県告示第五百五十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和五年十一月十四日

指定を更新した医療機関

名称

大手町薬局 椿高下店

所在地

津山市椿高下一三一―三

更新年月日

令和五年十一月一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

◎岡山県告示第五百五十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

G O N J O B

2 所在地

津山市山下一八番地二 五二ビル山下一階

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

G o n 合同会社

2 主たる事務所の所在地

岡山市北区天瀬二番二一号二階

三 指定年月日

令和五年十一月一日

四 事業所番号

三三一〇三〇〇九六一

五 サービスの種類

就労移行支援

〔五五五〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市南区宮浦地 内	測量区域
公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量、路線測量及び現地測量）	測量の種類類
令和五年十一月二日から令和六年一月三十一日まで	測量期間

〔五五六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	備前市吉永町南方、吉永町金谷及び野谷地内
測量の種類	公共測量（基準点測量）
終了年月日	令和五年十月二十四日

〔五五七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

笠岡市吉浜地内	測量区域
公共測量（基準点測量、現地測量） 及び路線測量	測量の種類
令和五年十月三十日	終了年月日

〔五五八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

美作市川上地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量、四級基準点測量及び現地測量）	測量の種類
令和五年十月三十日	終了年月日

令和5年11月14日 岡山県公報 第12549号

〔五五九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和五年十一月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第四〇八八号 令和五年十一月六 日	浅口市鴨方町六条院中字京田ノ内 一七九一番三、一八〇四番三、一 七九一番三地先道	四・〇三	一七・九八

〔五六〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年十一月十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市福井字中沼五二―一二、五二―一三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市中原九七一―ソレイユⅡ二〇一号室

六名 亘

六名 千恵

三 許可年月日及び許可番号

令和五年八月二十二日岡山県指令建指第一七〇号

◎岡山県内水面漁場管理委員会公示第二号

岡山県内水面漁場管理委員会事務規程第五条第一項の規定により、第二百四十六回岡山県内水面漁場管理委員会を次のとおり開催する。

令和五年十一月十四日

岡山県内水面漁場管理委員会

会長 藤 卓 夫

一 日時 令和五年十一月二十九日（水）

午後一時三十分から

二 場所 岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

TEL（〇八六）二二五―三八五四

三 議題

第一号議案 第五種共同漁業権免許について

第二号議案 遊漁規則の認可について

第三号議案 増殖指示量の再検討について